**千葉市建設工事等における随意契約ガイドライン**

１　本ガイドラインは、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の２第１項各号に掲げる随意契約の対象となる可能性のある主な建設工事等の態様について例示したものである。

したがって、随意契約の方式を適用することができる建設工事等は、本ガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものでなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものであるとの趣旨でもない。

２　契約方式については、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、今後とも建設工事等ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断し決定するものとし、随意契約方式を適用することとした場合は、その理由を十分整理しておくものとする。

３　本ガイドラインの５（１）及び（２）については、著しく有利な価格であることが必要であるから、本項に基づいて随意契約を行おうとするときは，その判断は慎重に行う必要がある。

|  |
| --- |
| **Ⅰ　少額の契約をするとき**  **（令第１６７条の２第１項第１号）** |

（１）予定価格が千葉市契約規則（昭和４０年規則第３号）第２１条の２で定める額を超えないものをするとき。

|  |
| --- |
| **Ⅱ　その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき**  **（令第１６７条の２第１項第２号）** |

（１）特殊な技術、機器または設備等を必要とする建設工事等で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合

①　特殊工法等の新開発工法等を用いる必要がある建設工事等で、施工者が特定される建設工事等

②　文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の建設工事等

③　実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の建設工事等

④　ガス事業法等法令等の規定に基づき施工者が特定される建設工事等

（２）施工上の経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合

①　事前に実施した試験的な施工（以下「試験施工」という。）の結果、当該試験施工を実施した者に施工させなければならない建設工事等

②　既設の機械設備や情報システム等（以下「設備等」という。）と連接した設備等の増設、改修等の建設工事等で、既設の設備等と密接不可分な関係にあり、その者以外が施工した場合には既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある建設工事等で、施工者が特定される建設工事等

③　埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある建設工事等

④　高度な知識と豊富な経験を必要とすることから、コンペ方式（提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する方式）やプロポーザル方式（提出された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する方式）等により審査を実施した結果、契約の相手方を予め特定している建設工事等

|  |
| --- |
| **Ⅲ　緊急の必要により競争入札に付することができないとき**  **（令第１６７条の２第１項第５号）** |

（１）災害時等以下に掲げる場合において、競争入札による契約の手続きを取ろうとしたときには、時期を失い、あるいは、まったく契約の目的を達成することができなくなり、経済上はなはだしく不利益を被るような場合

①　堤防崩壊、道路陥没等の災害により、応急的に実施する必要のある建設工事等

②　電気、機械設備等の故障に伴い、緊急で復旧を行う必要がある建設工事等

③　災害の未然防止のために、応急的に実施する必要のある建設工事等

④　上記①から③に関連する業務委託

|  |
| --- |
| **Ⅳ　競争入札に付することが不利と認められるとき**  **（令第１６７条の２第１項第６号）** |

（１）現に契約履行中の施工業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

①　当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事等

②　本体工事と密接に関連する付帯的な建設工事等

（２）前の建設工事等（以下「前工事」という。）に引き続き施工される建設工事等（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

①　前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として，完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる建設工事等

②　前工事に引き続き施工される後工事で、前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

③　前工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「業務委託」という。）に引き続き施工される業務委託で、前の業務委託の内容に基づき行われるものであり、業務の継続性、一貫した考え方や方針に基づき順次具現化する必要があり、かつ、瑕疵があった場合には責任の所在が不明確になる等密接不可分な関係にあるため、一貫した履行が技術的に必要とされる業務委託

（３）他の発注者の発注に係る現に施工中の建設工事等と交錯する箇所での建設工事等で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合

①　鉄道工事と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での建設工事等

②　他の発注者の発注にかかる建設工事等と一部重複、錯綜する建設工事等

|  |
| --- |
| **Ⅴ　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき（令第１６７条の２第１項第７号）** |

（１）特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合において、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

（２）　特定の施工者が開発し、または導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合において、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

附　則

本ガイドラインは、昭和６０年１２月１日から施行する。

附　則

本ガイドラインは、平成２４年４月１３日から施行する。